

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年11月6日

【届出者の氏名又は名称】 ビーシーピーイー マディソン ケイマン エルピー
(BCPE Madison Cayman, L.P.)

【届出者の住所又は所在地】 ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-1104、アグランド・ハウス、私書箱309
(PO Box 309, Ugland House, KY1-1104, Grand Cayman, Cayman Islands)

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【代理人の氏名又は名称】 アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 井上 聡

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

【最寄りの連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 勝間田 学 / 同 生島 隆男 / 同 江本 康能

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ビーシーピーイー マディソン ケイマン エルピーをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社アサツー ディ・ケイをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注6) 本書中の「株券等」とは、株式等についての権利をいいます。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下、「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注8) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語により作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注9) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注10) 公開買付者又は対象者の各フィナンシャル・アドバイザー及びそれらの関連会社は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e - 5条(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下、「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザーの英語ホームページ(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年10月3日付で提出した公開買付届出書(平成29年10月10日、平成29年10月20日及び平成29年10月24日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)の記載事項の一部に修正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第5 対象者の状況

6 その他

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

- (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(訂正前)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しております。

なお、公開買付者は、対象者との間で、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されないことがないよう、対象者が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような合意を一切行っておりません。

(訂正後)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付け開始時における公開買付期間を30営業日としております。公開買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しております。なお、今後の応募の見通し及び本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を総合的に考慮した結果、公開買付期間を平成29年11月21日まで延長する内容の買付条件等の変更により、公開買付期間は34営業日に変更されております。

なお、公開買付者は、対象者との間で、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されないことがないよう、対象者が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような合意を一切行っておりません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	平成29年10月3日(火曜日)から平成29年11月15日(水曜日)まで(30営業日)
公告日	平成29年10月3日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	平成29年10月3日(火曜日)から平成29年11月21日(火曜日)まで(34営業日)
公告日	平成29年10月3日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

平成29年11月22日(水曜日)

(訂正後)

平成29年11月29日(水曜日)

第5 【対象者の状況】

6 【その他】

(訂正前)

(1) 対象者平成29年12月期配当予想の修正

対象者によれば、対象者は、平成29年10月2日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成29年2月14日に公表した配当予想を修正し、平成29年12月期の配当を実施しない旨を決議したとのことです。詳細については、対象者が同日公表した「配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

(2) 本資本・業務提携の解消

対象者によれば、対象者は、平成29年10月2日開催の取締役会において、WPPグループとの間の本資本・業務提携の解消について決議したとのことです。詳細については、対象者が同日公表した「WPPグループとの資本及び業務提携解消に関するお知らせ」をご参照下さい。

(訂正後)

(1) 対象者平成29年12月期配当予想の修正

対象者によれば、対象者は、平成29年10月2日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成29年2月14日に公表した配当予想を修正し、平成29年12月期の配当を実施しない旨を決議したとのことです。詳細については、対象者が同日公表した「配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

(2) 本資本・業務提携の解消

対象者によれば、対象者は、平成29年10月2日開催の取締役会において、WPPグループとの間の本資本・業務提携の解消について決議したとのことです。詳細については、対象者が同日公表した「WPPグループとの資本及び業務提携解消に関するお知らせ」をご参照下さい。

(3) WPPグループとの資本及び業務提携にかかる解約通知の受領

対象者によれば、対象者は、平成29年11月1日付で、WPPグループより、CAAを解約する旨の通知を受領したとのことです。詳細については、対象者が同日公表した「WPPグループとの資本及び業務提携にかかる解約通知の受領に関するお知らせ」をご参照下さい。

公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、平成29年11月6日に「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。

なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。